

二枚より半紙又ハ過刻シタル時ハ一時同二十枚ノ割令ヲ之
ヲ呈収スルニト

本争議中ハ逆料ニ禁酒ノニト

6. 廿七日ヨリ五日分ノ金券ハ受領ニサレニト

又残留員モ争議解決ヲ見ル迄ハ就余ニサレニト

又本争議解決後ハ東京地方自由労働組合ニ加入スルニト

又斗争方針ハ對策委員ニ一任スルニト

以上ナルカ本所松井所出頭所人夫等ハ被解雇者残留者トモニ

争議ヲ懐忌シアル模様ニシテ被解雇者中ノ大半ハ其ノ際寧ハ

解雇手續ヲ受領シ他ニ就職スルヲ得兼ナリト云外ニ他レリ

ハ申(通)報候也

警報第三二六七號

昭和六年八月五日

警視總監 高橋 守雄

内務大臣 安達謙藏殿
社會局長 官殿

6. 8. 11
2860

市土木局道路課長渡邊入夫争議解決ノ件

(第千報)

標記争議ハ本月三日左記條件ヲ以テ解決セリ

記

飯後入夫側ハ二回一巨ノ賞金ヲ討向陳情スレトコトアリシカ
在池サレ昨三日長岡、神六等ノ代表交渉ノ結果ハ
一、二十六名ノ殊ニ地ノ労働者

但レ以テ決定ハ労働者ノ希望ニヨリ決定ス